

# 江 東 区 公 報

目 次

◎告 示

自転車の撤去等に要した費用(手数料)の収納事務の私人委託について(122) ..... 3

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(123) ..... 3

指定居宅介護支援事業所の廃止について(125) ..... 3

区内地域密着型サービス事業所の廃止について(126) ..... 4

区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(127) ..... 4

区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(128) ..... 4

区域外地域密着型サービス事業所の廃止について(129) ..... 4

保管自転車の処分について（令和5年3月下旬）(130) ..... 5

令和5年度補正予算（第1号）の公表(131) ..... 5

区内地域密着型サービス事業所の指定について(132) ..... 7

指定居宅介護支援事業所の廃止について(133) ..... 7

指定居宅介護支援事業所の廃止について(134) ..... 7

都市計画事業の図書の縦覧について(136) ..... 8

区長の職務代理について(137) ..... 8

区長の職務代理に伴う公文書等の取扱いについて(138) ..... 8

保管自転車の処分について（令和5年4月上旬）(144) ..... 8

建築基準法第42条1項5号の規定に基づく道路位置の指定について(145) ..... 8

東京都市計画区域区分の変更について(149) ..... 8

東京都市計画用途地域の変更について(150) ..... 9

東京都市計画特別工業地区の変更について(151) ..... 9

東京都市計画高度地区の変更について(152) ..... 9

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変

更について(153) ..... 9

◎告 示（教）

令和5年第4回江東区教育委員会定例会の招集(7) ..... 10

◎告 示（選）

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙におけるポスター掲示場の設置(9) ..... 11

江東区長選挙を行う事由について(10) ..... 30

選挙人名簿からの抹消(11) ..... 30

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(12) ..... 30

江東区議会議員選挙の選挙期日について(13) ..... 30

江東区長選挙の選挙期日について(14) ..... 30

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙の開票事務について(15) ..... 30

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における各投票区の投票所について(16) ..... 30

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における期日前投票所について(17) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について(18) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について(19) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙の選挙会の場所及び日時について(20) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における選挙長及び同職務代理者について(21) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の上限について(22) ..... 32

告示第18号の一部を改める告示(23) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙における当選人の住所及び氏名について(24) ..... 32

令和5年4月23日執行の江東区長選挙に

おける当選人の住所及び氏名について  
(25) ..... 35

◎告 示 (選挙長)

令和 5 年 4 月 2 3 日執行の江東区議会議員  
選挙における選挙立会人のくじを行う場所  
及び日時について(1) ..... 36  
令和 5 年 4 月 2 3 日執行の江東区議会議員  
選挙における立候補者の届出について(2) ... 36  
告示第 2 号の一部を改める告示(3) ..... 37  
令和 5 年 4 月 2 3 日執行の江東区長選挙に  
おける立候補者の届出について(1) ..... 37

◎告 示 (監)

令和 4 年度財政援助団体等監査の結果につ  
いて(4) ..... 39  
令和 4 年度随時監査 (工事) の結果につ  
いて(5) ..... 65  
包括外部監査の結果に基づき講じた措置通  
知の公表について(6) ..... 65  
令和 4 年度第 4 回定期財務監査の結果につ  
いて(7) ..... 65

告 示

◎江東区告示第122号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条の2の規定による撤去等に要した費用の徴収については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年4月6日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 委託の相手方 東京都中央区新富一丁目8番8号  
シンテイ警備株式会社  
代表取締役 安見 竜太
- 2 委託の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 委託の内容 自転車の撤去等に要した費用（手数料）の収納事務

◎江東区告示第123号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による確認の辞退があったため、法第58条の11第2号の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年4月7日

江東区長 山崎孝明  
（別紙）

施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
ゆらりん豊三保育園	江東区豊洲三丁目2番20号豊洲フロント106	令和5年4月1日	認可外保育施設
ゆらりん豊洲保育園	江東区豊洲五丁目5番1号豊洲シエルタワー304号室	令和5年4月1日	認可外保育施設
ナーサリールームベリーベア東陽町	江東区南砂二丁目6番3号サンライズビル東陽ビル3階	令和5年4月1日	認可外保育施設

つくしの家保育室	江東区大島四丁目1番6-152号	令和5年4月1日	認可外保育施設
ひまわり保育室	江東区新砂三丁目3番53号アルカナル南砂2-F	令和5年4月1日	認可外保育施設
マミー保育センター南砂町	江東区新砂三丁目4番35号ニューライズシティ1階託児室	令和5年4月1日	認可外保育施設
伊藤 真智子	江東区東砂七丁目	令和4年3月31日	認可外保育施設
茂川 奈保美	江東区大島四丁目	令和3年10月22日	認可外保育施設
小川 莉奈	江東区大島一丁目	令和3年4月27日	認可外保育施設
くるみルーム	江東区豊洲四丁目9番13-132号	令和5年4月1日	病児保育事業

◎江東区告示第125号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月10日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1370802421
- 2 事業所の名称及び所在地  
ハートケアセンター  
東京都江東区北砂5-14-14 原田ビル2階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
有限会社ハートケアセンター  
東京都江東区北砂5-14-14 原田ビル2階  
取締役 高山 恵美子
- 4 廃止年月日  
令和5年3月15日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎江東区告示第126号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月10日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1390800488
- 2 事業所の名称及び所在地  
シルバージム砂町  
東京都江東区北砂4-35-13 カガミビル1F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
ALLURE WORLD株式会社  
東京都港区港南4-6-8-708  
代表取締役 李 洋
- 4 廃止年月日  
令和5年3月31日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎江東区告示第127号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月10日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1371003045
- 2 事業所の名称及び所在地  
いきいき・がくだい  
東京都目黒区碑文谷5-12-1 TS  
碑文谷ビル3階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
特定非営利活動法人いきいき福祉ネットワークセンター  
東京都目黒区碑文谷5-12-1 TS  
碑文谷ビル3階  
理事長 駒井 由起子
- 4 廃止年月日  
令和5年1月31日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎江東区告示第128号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月10日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1390200242
- 2 事業所の名称及び所在地  
Bestシニアフィットネス湊  
東京都中央区湊3-2-9 丹波ビル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社ベスト・ケアー  
東京都板橋区小茂根1-25-22-101  
代表取締役 柳澤 敏郎
- 4 廃止年月日  
令和5年3月31日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎江東区告示第129号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月10日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1390200259
- 2 事業所の名称及び所在地  
Bestジムスタジオ入船  
東京都中央区入船3-1-2
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社ベスト・ケアー  
東京都板橋区小茂根1-25-22-101  
代表取締役 柳澤 敏郎
- 4 廃止年月日  
令和5年3月31日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎江東区告示第130号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年4月10日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第131号

令和5年4月11日に専決処分された令和5年度補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月11日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和5年度江東区一般会計補正予算（第1号）

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度江東区一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 633,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 237,637,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	40,886,254	633,000	41,519,254
	2 国庫補助金	3,670,517	633,000	4,303,517
	歳入合計	237,004,000	633,000	237,637,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	111,478,394	633,000	112,111,394
	3 児童福祉費	59,867,970	633,000	60,500,970
	歳出合計	237,004,000	633,000	237,637,000

◎江東区告示第132号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月12日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1390800637
- 2 事業所の名称及び所在地  
いちばん星のいえ  
東京都江東区常盤2-12-5
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社こだま  
東京都江東区森下2-17-7 さくらマン  
ション2A  
代表取締役 宮川 美葉
- 4 指定年月日  
令和5年4月1日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

◎江東区告示第133号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年4月12日

江東区長 山崎孝明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1370802900
- 2 事業所の名称及び所在地  
リキ ケアサポート  
東京都江東区東陽4丁目8番3号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
有限会社リキケア  
東京都江東区東陽4丁目8番3号  
代表取締役 藤井 里栄子
- 4 廃止年月日  
令和5年3月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎江東区告示第134号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

り告示する。

令和5年4月12日

江東区長 山崎孝明

記

- 1 介護保険事業所番号  
1370803866
- 2 事業所の名称及び所在地  
GTLケアプランセンター亀戸  
東京都江東区亀戸9-34-1-137
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
グッドタイムリビング株式会社  
東京都千代田区丸の内1-9-1  
代表取締役 岡口 雅信
- 4 廃止年月日  
令和5年3月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎江東区告示第136号

都市計画事業の図書の縦覧について

令和5年4月3日付け東京都告示第400号に係る東京都市計画公園事業の認可について、東京都知事小池 百合子から都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により縦覧し、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第49条の規定により、縦覧場所を次のように公告する。

令和5年4月12日

江東区長 山崎孝明

記

縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課
------	-----------------------------------

◎江東区告示第137号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定及び江東区長の職務代理順序に関する規則(令和2年4月江東区規則第49号)に基づき、令和5年4月12日から同年4月24日までの間、副区長押田文子が区長の職務を代理する。

令和5年4月12日

江東区長職務代理者

副区長 押田文子

◎江東区告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定及び江東区長の職務代理順序に

関する規則(令和2年4月江東区規則第49号)に基づき、令和5年4月12日から同年4月24日までの間、副区長押田文子が区長の職務を代理するに当たり、当該期間における公文書等に表記する職名及び使用する公印は、江東区長とあるものは江東区長職務代理者と読み替え、江東区長印は江東区長代理印と、専用江東区長印は専用江東区長代理印とみなす。

令和5年4月12日

江東区長職務代理者

副区長 押田文子

◎江東区告示第144号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和5年4月24日

江東区長職務代理者

副区長 押田文子

[別紙省略]

◎江東区告示第145号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和5年4月26日

江東区長 木村弥生

記

- 1 取消しに係る道路の種類  
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 取消しの年月日  
令和5年4月26日
- 3 取消しに係る道路の位置  
江東区南砂七丁目2151番9の一部、2151番10の一部
- 4 取消しに係る道路の延長及び幅員  
取消し 幅員4.00m 延長15.30m

◎江東区告示第149号

令和5年4月28日付東京都告示第623号に

係る東京都市計画区域区分の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

江東区長 木村 弥生  
記

都市計画の種類	東京都市計画区域区分（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	市街化区域	追加する部分	有明三丁目地内
	市街化調整区域	追加する部分	有明三丁目地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		

◎江東区告示第150号

令和5年4月28日付東京都告示第625号に係る東京都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

江東区長 木村 弥生  
記

都市計画の種類	東京都市計画用途地域（江東区分）		
都市計画を定める土地の区域	第一種住居地域	追加する部分	若洲二丁目及び若洲三丁目各地内
	準工業地域	追加する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目各地内、有明三丁目地内
	工業地域	削除する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目各地内
	工業専用地域	削除する部分	若洲二丁目及び若洲三丁目各地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）		

◎江東区告示第151号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画特別工業地区を変更

したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和5年4月28日

江東区長 木村 弥生  
記

都市計画の種類	東京都市計画特別工業地区	
都市計画を定める土地の区域	第二種特別工業地区	再計測による面積の変更
	第三種特別工業地区	再計測による面積の変更
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第152号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画高度地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和5年4月28日

江東区長 木村 弥生  
記

都市計画の種類	東京都市計画高度地区	
都市計画を定める土地の区域	第二高度地区	再計測による面積の変更
	第三高度地区	再計測による面積の変更
	最低高度地区	再計測による面積の変更
縦覧場所	江東区東陽四丁目11番28号 江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	

◎江東区告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 2 8 日  
江東区長 木 村 弥 生  
記

告 示 ( 教 )

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域		
都市計画を定める土地の区域	防火地域	追加する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目、有明三丁目地内
	準防火地域	削除する部分	東雲一丁目及び東雲二丁目地内
縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		

◎江東区教育委員会告示第 7 号

下記により、令和 5 年第 4 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 5 年 4 月 2 4 日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和 5 年 4 月 2 7 日 (木)  
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題  
日程第 1 議案第 1 7 号 江東区文化財の指定
- 4 報告事項  
(1) 令和 5 年 4 月 7 日現在の児童・生徒数について ほか
- 5 協議事項  
(1) 令和 6 年度使用教科用図書採択について ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第9号

江東区議会議員及び区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第55号）第1条の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙におけるポスター掲示場を別紙の場所に設置する。

令和5年4月11日

江東区選挙管理委員会

令 和 5 年 4 月 2 3 日 執 行

江 東 区 議 会 議 員 選 挙

江 東 区 長 選 挙

## ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 各 448 箇所

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォントーン平野」前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9-8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1-6-38	区立亀堀公園北側
10 - 3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10 - 4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 6	深川2-17-26	区立明治小学校南側
10 - 7	深川2-17-26	区立明治小学校西側
10 - 8	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 9	冬木6-23	区立武田堀公園
11 - 1	永代1-7-8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1-3-15	越中島住宅東側金網
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園
15 - 1	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 2	東陽5-10-5	大横橋南東橋台敷北側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
16 - 1	東陽6-6	区立仙台堀川公園ポケットエコスペース東側緑地
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場北側
18 - 1	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
18 - 2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18 - 3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18 - 4	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
18 - 5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18 - 6	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
18 - 7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18 - 8	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
19-1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19-2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19-3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19-4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19-5	塩浜2-27	東京地下鉄(株) 深川アルファ96東側
19-6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19-7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19-8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20-1	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20-2	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20-3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20-4	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20-5	潮見1-2	区立暁橋児童遊園東側
20-6	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20-7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20-8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21-1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21-2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21-3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21-4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21-5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21-6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22-1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22-2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22-3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22-4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22-5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22-6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22-7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22-8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-10	イオン東雲店北側
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9-10	イオン東雲店東側
24 - 5	東雲1-9-10	イオン東雲店西側
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 8	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟北側集会所前
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟南側
25 - 5	辰巳1-2	都営辰巳一丁目アパート4号棟北側集会室前
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
27-1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27-2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27-3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27-4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27-5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27-6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27-7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27-8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27-9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28-1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28-2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28-3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28-4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28-5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28-6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28-7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28-8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29-1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29-2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29-3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29-4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29-5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29-6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29-7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29-8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
30-1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30-2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30-3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30-4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30-5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30-6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30-7	亀戸1-15-10	区立竪川第一公園北側
31-1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31-2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31-3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31-4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31-5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31-6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31-7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31-8	亀戸6-33-10	区立竪川河川敷公園
32-1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32-2	亀戸9-22-4	区立浅間竪川小学校北側
32-3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32-4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32-5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32-6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32-7	亀戸9-21-13	榑野村工務店横
32-8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33-1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33-2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33-3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33-4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33-5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33-6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33-7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
34-1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34-2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34-3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34-4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34-5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34-6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34-7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み
35-1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35-2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35-3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35-4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35-5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35-6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35-7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35-8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35-9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36-1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36-2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36-3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36-4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36-5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36-6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36-7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37-1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37-2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37-3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37-4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37-5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37-6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37-7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37-8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
41-1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41-2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41-3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41-4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41-5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41-6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41-7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41-8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42-1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42-2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42-3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42-4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42-5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42-6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42-7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42-8	南砂1-5-30	ウインザーハイム南砂北側
43-1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43-2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43-3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43-4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43-5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43-6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43-7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43-8	南砂5-6-1	区立境川公園西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44 - 7	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 8	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-20	区立仙台堀川公園ゲートボール場東側植込み
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26	区立仙台堀川公園ワンダフル広場植込み
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウイリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
51 - 1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場跡地北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園植込み
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立深川第二中学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所在地	設置場所
54-1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54-2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グランド東側植込み
54-3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54-4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54-5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54-6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54-7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54-8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み
55-1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55-2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55-3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55-4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55-5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55-6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55-7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55-8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56-1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56-2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56-3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56-4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56-5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57-1	豊洲2-1-9	豊洲4-2街区計画仮囲い(晴海通り側)
57-2	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57-3	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57-4	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57-5	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57-6	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57-7	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第111条第1項第4号の規定により、江東区長職務代理者から区長が死亡された旨の通知を受けたことから、同法第114条の規定に基づき、江東区長選挙を行う事由が生じた。

令和5年4月13日

江東区選挙管理委員会

◎江東区選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり2名を抹消した。

令和5年4月15日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年4月15日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
8, 553
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数  
137, 941
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数  
71, 273

◎江東区選挙管理委員会告示第13号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(令和4年法律第84号)第1条の規定により、江東区議会議員選挙を

次の期日に行う。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

選挙の期日 令和5年4月23日

◎江東区選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第114条の規定により、江東区長選挙を次の期日に行う。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

選挙の期日 令和5年4月23日

◎江東区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙の開票の事務は選挙会の事務に併せて行う。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

◎江東区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

投 票 所 一 覧

令和5年4月23日執行 江東区議会議員選挙・江東区長選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	深川小学校	高橋14番10号
江東区第3投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目6番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目2番11号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	数矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島中学校	大島三丁目27番18号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

江東区選挙管理委員会

◎江東区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条(及び第40条第1項但書)の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における期日前投票所を次のとおり定める。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和5年4月17日から4月22日まで 午前8時30分から午後8時まで
森下文化センター	江東区森下三丁目12番17号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目16番12号	
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目2番18号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目1番5号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目19番1号	
総合区民センター	江東区大島四丁目5番1号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目7番3号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目8番3号	

◎江東区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における投票管理者及び同職務代理者を別紙のとおり選任した。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙のとおり選任した。

令和5年4月16日

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙の選挙会の場所及び日時については、次のとおり告示する。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙会場所 ホテルイースト21東京  
江東区東陽六丁目3番3号
- 2 選挙会日時 令和5年4月24日  
午前8時開始

◎江東区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における選挙長及び同職務代理者を別紙のとおり選任した。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第22号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和5年4月16日

江東区選挙管理委員会

支出制限額

- 江東区議会議員選挙 6,600,000円
- 江東区長選挙 18,600,000円

◎江東区選挙管理委員会告示第23号

令和5年4月16日付江東区選挙管理委員会告示第18号の一部を別紙のように改める。

令和5年4月23日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第101条の3第2項の規定により、令和5年4月2

3日執行の江東区議会議員選挙における当選人の  
氏名及び住所を別紙のとおり告示する。

令和5年4月24日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

氏 名	通称 (掲載希望者のみ)	住 所
赤羽目 民 雄		海辺21番6号 サンハイツ松本102
井 川 諒太郎	井川 りょうたろう	森下四丁目17番7号メゾン・ド・マツムラ501
石 川 邦 夫		大島二丁目6番3号
大矢根 匠	おおやね 匠	塩浜二丁目7番5-1014号
音喜多 由梨香	三次 ゆりか	豊洲五丁目5番1-412号
梶 田 かおり		枝川一丁目1番10-1111号
加 藤 陽 子		東陽五丁目21番1-101号
金 子 央		亀戸九丁目7番10号 セイザンハイツ202
川 北 直 人		白河三丁目6番2号 大創ビル302
鬼 頭 達 也		富岡一丁目8番13号
釧 先 美 彦		扇橋三丁目21番10号
河 野 清 史		南砂三丁目8番2-719号
古 賀 譲 治	古賀 じょうじ	新砂二丁目1番27-427号
小 嶋 和 芳	小島 かずよし	豊洲四丁目11番20-439号
酒 井 菜 摘	酒井 なつみ	塩浜一丁目4番33-1302号
嗟 峨 山 智 依		亀戸五丁目45番6号 Kブラネット101
佐々木 綾 香	やしきだ 綾香	東砂二丁目16番7-202号
佐 藤 信 夫		住吉一丁目2番21-502号
三 戸 安 弥	さんのへ あや	東陽二丁目2番14-107号
重 松 佳 幸		大島五丁目48番9号 奥井ビル401
正 保 幹 雄		北砂四丁目29番21号
菅 谷 俊 一		大島五丁目5番8号
鈴 木 綾 子		豊洲四丁目10番18-622号
関 根 友 子		越中島一丁目3番19-602号
千 田 昌 寛		清澄二丁目12番17号 2F
高 野 勇 斗	高野 はやと	東雲一丁目9番19-1408号
高 村 きよみ		大島五丁目37番14-406号
徳 永 雅 博		亀戸三丁目24番4号
中 嶋 雅 樹		南砂四丁目17番15号
中 島 雄太郎	中島 ゆうたろう	白河二丁目12番3-303号
中 根 卓 也	中根 たくや	東砂四丁目24番3-1207号
西 垣 誠	にしがき 誠	豊洲四丁目9番13-207号
西 部 唯 史		東砂三丁目6番19号 ビューグリーンヒルズ101
二 瓶 文 隆		塩浜二丁目5番12-1304号
星 野 博		東砂三丁目27番2号
堀 川 昌 裕	堀川 まさひろ	東陽三丁目12番12号
松 澤 愛 里	松澤 あいり	豊洲一丁目3番2-1704号
間 庭 尚 之	まにわ 尚之	東砂七丁目18番2-203号
矢 次 浩 二	やつぎ こうじ	東陽二丁目3番6-1010号
山 下 金 吾		北砂二丁目18番2-613号
山 本 香代子	山本 かよこ	冬木21番22号
吉 田 要		高橋6番4号 グリーンスペース吉田501
吉 田 由紀子		新砂三丁目4番3-621号
米 澤 和 裕		北砂三丁目27番18号

## ◎江東区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第101条の3第2項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区長選挙における当選人の氏名及び住所を別紙のとおり告示する。

令和5年4月24日

江東区選挙管理委員会

[別紙]

氏 名	通称 (掲載希望者のみ)	住 所
木 村 弥 生	木村 やよい	東京都江東区亀戸三丁目61番22-704号

告 示 ( 選 挙 長 )

◎江東区議会議員選挙選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和5年4月16日

江東区議会議員選挙選挙長

植 村 典 侑

- 1 場 所 江東区役所  
江東区東陽四丁目11番28号
- 2 日 時 令和5年4月20日  
午後5時30分 開始

◎江東区議会議員選挙選挙長告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4第1項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区議会議員選挙において、令和5年4月16日別紙のとおり候補者の届出があった。

令和5年4月16日

江東区議会議員選挙選挙長

植 村 典 侑

令和5年4月23日執行 江東区議会議員選挙 立候補者一覧

江東区選挙管理委員会

Table with 10 columns: 届出受理番号, 届出の別, 候補者氏名, 候補者氏名(かな), 年齢, 党派, 職業, 住所, 本籍, 一のウェブサイト等のアドレス. Contains 33 candidates.

Table with 10 columns: 届出受理番号, 届出の別, 候補者氏名, 候補者氏名(かな), 年齢, 党派, 職業, 住所, 本籍, 一のウェブサイト等のアドレス. Contains 26 candidates.

江東区議会議員選挙選挙長

◎江東区議会議員選挙選挙長告示第3号

植 村 典 佑

令和5年4月16日付江東区議会議員選挙選挙長告示第2号の一部を次のように改める。

令和5年4月17日

◎江東区長選挙選挙長告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第8条の4第1項の規定により、令和5年4月23日執行の江東区長選挙において、令和5年4月16日別紙のとおり候補者の届出があった。

令和5年4月16日

江東区長選挙選挙長

植 村 典 侑

[別紙]

令和5年4月23日執行 江東区長選挙 立候補者一覧

江東区選挙管理委員会

届出受理番号	届出の別	候補者氏名	候補者氏名(かな)	年齢	党派	職業	住所	本籍	一のウェブサイト等のアドレス
1	本人届出	あしざわ 孔子	あしざわ けいこ	60	無所属	訪問介護ヘルパー	東京都江東区大島七丁目	東京都	<a href="https://yorisou-2023.com">https://yorisou-2023.com</a>
2	本人届出	いの たかし	いの たかし	58	無所属	無職	東京都江東区大島六丁目	東京都	<a href="https://inoino700.blog.fc2.com">https://inoino700.blog.fc2.com</a>
3	本人届出	やまざき 一輝	やまざき いつき	50	無所属	無職	東京都江東区南砂二丁目	東京都	<a href="http://www.ikki-y.jp">http://www.ikki-y.jp</a>
4	本人届出	木村 やよい	きむら やよい	57	無所属	会社役員	東京都江東区亀戸三丁目	東京都	<a href="https://kimuyayo.jp">https://kimuyayo.jp</a>

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和4年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年4月17日

江東区監査委員	松	土	英	男
同	藏	田	朝	彦
同	中	嶋	雅	樹
同	白	岩	忠	夫

## 令和4年度財政援助団体等監査報告書

## 第 1 監査の範囲

## 1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和4年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和3年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和3年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和3年度の執行に係るもの

## 2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織・事業	所管部
江東区職員互助会	補助金交付	職員福利厚生事業	総務部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課、砂町文化センター、深川江戸資料館、芭蕉記念館、中川船番所資料館	地域振興部
一般社団法人江東区観光協会	補助金交付	事務局、深川東京モダン館	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局、健康センター、スポーツ会館、東砂スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部

豊洲パークマネジメントJV	指定管理	豊洲ふ頭内公園等	土木部
センターサイクル亀戸共同事業体	指定管理	亀戸駅北口第一・第二・第三自転車駐車場、 亀戸駅東口・第二自転車駐車場	土木部

### 3 監査の実施期日

令和4年10月3日から同年11月21日までのうち19日間

## 第 2 監査の方法、着眼点等

### 1 監査の方法

対象団体からは令和3年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、一般社団法人江東区観光協会、豊洲パークマネジメントJV、センターサイクル亀戸共同事業体の3団体である。

### 2 主な着眼点

#### (1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

#### (2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

#### (3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。

- ウ 協定に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

### 3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

### 第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和4年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

## 1 江東区職員互助会

### (1) 団体の概要

江東区職員互助会（以下「互助会」という。）は、江東区職員互助会に関する条例（平成3年3月江東区条例第4号）第1条の規定により、区に勤務する常勤職員及びこれに準ずる者として区長が指定する者（以下「会員」という。）の相互の共済及び福利厚生を目的として設置された団体であり、主として次の事業を行っている。

- ① 互助給付に関すること。
- ② 福利施設の運営に関すること。
- ③ 会員の教養、慰安及び保養に関すること。
- ④ カフェテリアプランに関すること。
- ⑤ 厚生資金の貸付に関すること。

なお、令和3年4月1日現在の会員数は、2,840名である。

### (2) 区との関係

区は、互助会に対して、前記(1)④の事業（カフェテリアプラン事業）に必要な経費として、助成金を交付した。

#### ア 根拠法令等

江東区職員互助会に関する条例

#### イ 助成金額

	金 額	摘 要
交付金額	40,550,000円	概算払等
確定金額	39,212,114円	
精算金額	1,337,886円	

#### ウ 助成事業の概要

カフェテリアプラン事業とは、個々の会員があらかじめ指定された福利厚生メニューの中から自分に必要なサービスを自由に選択し、付与されたポイントの範囲内で助成を受けることができる方式の福利厚生制度である。

会員は、年度で利用できる所定のポイントをあらかじめ付与され、1ポイント当たり500円で計算し、助成を受けられるようになっており、福利厚生代行業者の株式会社リロクラブが運営する「福利厚生倶楽部」や、「JCB KOTOメンバーズカード」等を利用し、福利厚生サービスを

受けることができる。

### (3) 財政の状況

互助会は、主として会員会費収入及び区からの交付金収入をもって運営されている。

カフェテリアプラン事業については、一般会計とは別にカフェテリア会計が設けられている。令和3年度カフェテリア会計の収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	96,608,869円	
会費	30,406,223円	
交付金	39,212,114円	区交付金
前年度繰越金	26,990,532円	
支出	53,067,366円	
ポイント利用補助金	44,083,500円	
委託料	8,969,796円	福利厚生倶楽部会費、ガイドブック購入費(隔年)※3年度は支出有
事務諸費	14,070円	各種振込手数料
収支差額	43,541,503円	次年度繰越金

### (4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団(以下「財団」という。)は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

#### イ 組織

財団は、役員10名(理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名)及び職員129名(うち区派遣職員3名)で構成される(令和4年3月31日現在)。

### (2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 補助金交付

##### (ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

##### (イ) 補助金額

交付対象	令和3年度	令和2年度
文化センター(7館)・総合区民センター・江東公会堂	877,089,852円	887,194,498円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	118,550,723円	113,918,776円
合 計	995,640,575円	1,001,113,274円

## イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和3年度末の基本財産は、3億5千万円である。

## ウ 指定管理

## (7) 指定管理対象施設

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター  | ⑨ 江東公会堂    |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター  | ⑪ 芭蕉記念館    |
| ⑤ 亀戸文化センター  | ⑫ 深川江戸資料館  |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター  |            |

## (4) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## (ウ) 指定管理料

施設内訳	令和3年度	令和2年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	715,561,911円	918,897,963円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	104,119,313円	128,188,803円
合 計	819,681,224円	1,047,086,766円

## (エ) その他

区は、財団に対して、「KOTOおもてなしコミュニケーション英会話講座運営」（委託金額：847,000円）を委託した。

## (3) 運営状況の概要

## ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和3年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

## イ 財政状態

令和3年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

## (4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和3年度	令和2年度	増 減	摘 要
収入	2,390,087,900	2,356,313,877	33,774,023	
基本財産運用収入	36,000	58,661	△ 22,661	
特定資産運用収入	17,152	60,941	△ 43,789	
事業収入	118,504,351	84,075,377	34,428,974	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	365,504,586	177,146,130	188,358,456	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	1,837,510,060	2,057,896,271	△ 220,386,211	
補助金収入	995,640,575	1,001,113,274	△ 5,472,699	区補助金
受託収入	820,528,224	1,047,086,766	△ 226,558,542	区指定管理料等
助成金等収入	21,341,261	9,696,231	11,645,030	
文化振興事業積立預金取崩収入	10,088,000	4,066,000	6,022,000	
退職給付引当資産取崩収入	51,366,275	23,226,250	28,140,025	
寄附金収入	4,055,086	4,101,556	△ 46,470	
雑収入	2,064	2,919,901	△ 2,917,837	受取利息収入等
前期繰越収支差額	3,004,326	2,762,790	241,536	
支出	2,387,212,734	2,353,309,551	33,903,183	
事業費支出	1,285,123,723	1,242,483,152	42,640,571	
コミュニティ振興事業費支出	55,149,338	45,810,940	9,338,398	
グループ育成事業費支出	26,690,669	14,609,132	12,081,537	
情報収集・提供事業費支出	24,906,237	27,288,027	△ 2,381,790	
文化芸術振興事業費支出	57,222,332	43,077,136	14,145,196	
併設記念館展示事業費支出	3,272,923	3,121,070	151,853	
歴史文化施設事業費支出	25,381,736	26,693,574	△ 1,311,838	
文化センター等事業費支出	847,000	-	皆増	
施設管理事業費支出	1,083,875,159	1,075,529,749	8,345,410	
利用者支援事業費支出	7,778,329	6,353,524	1,424,805	
法人管理運営費支出	1,010,067,533	1,020,002,668	△ 9,935,135	
人件費支出	925,059,476	888,770,599	36,288,877	
法人管理事務費支出	83,759,223	130,111,734	△ 46,352,511	
法人運営費支出	1,248,834	1,120,335	128,499	
文化振興事業積立預金支出	7,004,326	5,762,790	1,241,536	
文化振興事業積立預金資産取得支出	1,019	3,008	△ 1,989	
退職給付引当資産支出	85,016,133	85,057,933	△ 41,800	
収支差額	2,875,166	3,004,326	△ 129,160	

## 別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和3年度 (令和4年3月31日現在) (A)	令和2年度 (令和3年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金 額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	318,612,300	318,729,598	△ 117,298	0.0
現金	3,810,941	4,847,876	△ 1,036,935	△ 21.4
普通預金	281,532,310	288,971,220	△ 7,438,910	△ 2.6
未収金	20,762,365	12,322,007	8,440,358	68.5
前払金	459,060	311,566	147,494	47.3
棚卸資産	12,047,624	12,276,929	△ 229,305	△ 1.9
固定資産	1,050,293,106	1,029,802,431	20,490,675	2.0
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	697,792,895	667,225,692	30,567,203	4.6
文化振興事業積立預金	16,028,011	19,110,666	△ 3,082,655	△ 16.1
退職給付引当資産	681,764,884	648,115,026	33,649,858	5.2
その他固定資産	2,500,211	12,576,739	△ 10,076,528	△ 80.1
什器備品	4,650	98,933	△ 94,283	△ 95.3
リース資産	2,495,561	12,477,806	△ 9,982,245	△ 80.0
資産合計	1,368,905,406	1,348,532,029	20,373,377	1.5
負債の部				
流動負債	347,880,148	354,238,406	△ 6,358,258	△ 1.8
未払金	269,964,294	267,526,389	2,437,905	0.9
前受金	15,021,880	14,087,780	934,100	6.6
預り金	18,703,336	21,834,174	△ 3,130,838	△ 14.3
リース債務	2,752,835	10,523,775	△ 7,770,940	△ 73.8
賞与引当金	41,437,803	40,266,288	1,171,515	2.9
固定負債	947,408,281	953,145,548	△ 5,737,267	△ 0.6
長期リース債務	—	2,752,835	△ 2,752,835	皆減
退職給付引当金	947,408,281	950,392,713	△ 2,984,432	△ 0.3
負債合計	1,295,288,429	1,307,383,954	△ 12,095,525	△ 0.9
正味財産の部				
指定正味財産	301,000,000	303,000,000	△ 2,000,000	△ 0.7
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(1,000,000)	(3,000,000)	(△ 2,000,000)	△ 66.7
一般正味財産	△ 227,383,023	△ 261,851,925	34,468,902	△ 13.2
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
(うち特定資産への充当額)	(15,028,011)	(16,110,666)	(△1,082,655)	△ 6.7
正味財産合計	73,616,977	41,148,075	32,468,902	78.9
負債及び正味財産合計	1,368,905,406	1,348,532,029	20,373,377	1.5

### 3 一般社団法人江東区観光協会

#### (1) 団体の概要

一般社団法人江東区観光協会（以下「協会」という。）は、江東区の観光事業の振興を図ることにより、地域経済の活性化及び地域に誇りと愛着を有するまちづくりに寄与することを目的とする団体であり、平成25年2月19日に設立、同年4月より江東区産業会館に事務局を設置した。

令和3年4月には、より全区的な観光推進に取り組む組織へと体制の強化を図るため、深川・亀戸観光協会を統合した。

理事会、事務局、正会員及び賛助会員をもって組織され、主として次の事業を行っている。

- ① 観光に関する情報の収集及び情報発信
- ② 観光振興に関する活動を行う地域団体等との連携及び観光行政への協力
- ③ 観光に関するイベントの開催
- ④ 観光に関する調査、研究、企画
- ⑤ 観光関係施設の管理運営
- ⑥ 観光関係施設利用者及び来訪者への利便の提供
- ⑦ 観光商品の開発促進、宣伝、販売
- ⑧ 旅行業法に基づく旅行業

#### (2) 区との関係

区は、協会に対して、江東区観光協会運営補助事業及び深川東京モダン館管理運営事業に必要な経費として補助金を交付した。

##### ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）

##### イ 補助金額

	江東区観光協会 運営補助事業	深川東京モダン館 管理運営事業
交付金額	67,817,000円	23,232,000円
確定金額	53,285,158円	21,664,101円
精算金額	14,531,842円	1,567,899円

## ウ 補助事業の概要

## ① 江東区観光協会運営補助事業

江東区の観光事業の振興を図るため、観光情報冊子「こうとうトコトコ日和」発行事業や江東区文化観光ガイド事業等を行っている。

## ② 深川東京モダン館管理運営事業

深川東京モダン館は、平成20年7月に国登録有形文化財となった旧東京市深川食堂(昭和7年建築)を改修した建物で、昭和初期の最先端の構造技術、建築デザインを伝える数少ない現存施設として歴史的価値を有するものである。

平成21年10月に開館し、区の観光拠点、多様な文化の発信、歴史の伝承を基本コンセプトとして深川観光協会が管理・運営を行っていた。

江東区観光協会が管理・運営を引き継いだ後、深川地域の観光案内の拠点として、観光情報の発信、まちあるき案内、各種イベント等を実施している。

## エ その他

区は、協会に対して、「渋沢栄一関連イベント展示・物産設営等業務」(委託金額：1,605,149円)を委託した。

## (3) 財政の状況

協会は、主として区からの補助金収入のほか、会費収入、事業収入等をもって運営されている。令和3年度における収支決算は、次のとおりである。

収 入	支 出	収支差額
88,511,151円	86,120,053円	2,391,098円

## (4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

#### 4 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

##### (1) 団体の概要

###### ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

###### イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員61名（うち区派遣職員2名）で構成される（令和4年3月31日現在）。

##### (2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

###### ア 補助金交付

###### (ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

###### (イ) 補助金額

交付対象	令和3年度	令和2年度
健康センター	57,464,093円	47,744,522円
スポーツ施設	663,965,002円	615,872,500円
法人管理費	103,597,136円	131,968,461円
合 計	825,026,231円	795,585,483円

## イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和3年度末の基本財産は、3億円である。

## ウ 指定管理

## (7) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

## (イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## (ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和3年度	令和2年度
健康センター	65,389,066円	62,947,561円
スポーツ施設	760,101,091円	726,612,277円
スポーツネット管理業務	16,290,292円	21,298,077円
合 計	841,780,449円	810,857,915円

## (3) 運営状況の概要

## ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。令和3年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

## イ 財政状態

令和3年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

## (4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統

制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和3年度	令和2年度	増 減	摘 要
収入	1,862,723,677	1,833,549,499	29,174,178	
基本財産運用収入	25,691	30,743	△ 5,052	
事業収入	178,977,666	213,364,717	△ 34,387,051	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,666,806,680	1,606,443,398	60,363,282	
補助金収入	825,026,231	795,585,483	29,440,748	区補助金等
受託事業収入	841,780,449	810,857,915	30,922,534	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩 収入	0	0	0	
退職給付引当預金取崩収入	15,630,521	12,781,575	2,848,946	
雑収入	1,283,119	929,066	354,053	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	1,862,723,677	1,833,549,499	29,174,178	
事業費支出	1,741,324,810	1,686,986,054	54,338,756	
人件費	208,930,089	197,836,863	11,093,226	
健康増進事業ほか5事業費	437,665,497	421,666,912	15,998,585	
健康センター管理事業費	68,597,977	65,683,221	2,914,756	
スポーツ施設管理事業費	1,009,840,955	980,500,981	29,339,974	
スポーツネット管理事業費	16,290,292	21,298,077	△ 5,007,785	
管理費支出	109,363,595	117,753,369	△ 8,389,774	
管理費	107,864,779	116,314,956	△ 8,450,177	
運営費	1,498,816	1,438,413	60,403	
健康スポーツ事業積立預金支出	272	1,361	△ 1,089	
退職給付引当預金支出	12,035,000	28,808,715	△ 16,773,715	
収支差額	0	0	0	

## 別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和3年度 (令和4年3月31日現在) (A)	令和2年度 (令和3年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金 額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	270,620,802	350,021,186	△ 79,400,384	△ 22.7
現金	2,480,820	2,799,710	△ 318,890	△ 11.4
普通預金	252,708,688	334,954,298	△ 82,245,610	△ 24.6
立替金	878,390	616,422	261,968	42.5
未収金	14,095,185	10,343,915	3,751,270	36.3
商品	618,719	1,426,841	△ 808,122	△ 56.6
貸倒引当金	△ 161,000	△ 120,000	△ 41,000	34.2
固定資産	548,146,702	538,158,333	9,988,369	1.9
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	113,199,961	116,795,210	△ 3,595,249	△ 3.1
退職給付引当資産	99,582,065	103,177,586	△ 3,595,521	△ 3.5
健康スポーツ事業積立資産	13,617,896	13,617,624	272	0.0
その他固定資産	134,946,741	121,363,123	13,583,618	11.2
資産合計	818,767,504	888,179,519	△ 69,412,015	△ 7.8
負債の部				
流動負債	337,722,545	417,597,241	△ 79,874,696	△ 19.1
未払金	248,366,399	342,667,166	△ 94,300,767	△ 27.5
預り金	5,842,944	6,047,179	△ 204,235	△ 3.4
前受金	15,953,740	0	15,953,740	皆増
賞与引当金	13,712,173	14,120,741	△ 408,568	△ 2.9
短期リース債務	53,847,289	54,762,155	△ 914,866	△ 1.7
固定負債	331,975,698	316,773,607	15,202,091	4.8
退職給付引当金	248,864,614	248,274,636	589,978	0.2
長期リース債務	83,111,084	68,498,971	14,612,113	21.3
負債合計	669,698,243	734,370,848	△ 64,672,605	△ 8.8
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
一般正味財産	△ 150,930,739	△ 146,191,329	△ 4,739,410	△ 3.2
(うち特定資産への充当額)	(13,617,896)	(13,617,624)	(272)	0.0
正味財産合計	149,069,261	153,808,671	△ 4,739,410	△ 3.1
負債及び正味財産合計	818,767,504	888,179,519	△ 69,412,015	△ 7.8

## 5 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

### (1) 団体の概要

#### ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

#### イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員88名（うち区派遣職員6名）で構成される（令和4年3月31日現在）。

### (2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び新型コロナウイルス感染症包括支援事業に必要な経費として、補助金を交付した。

#### ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和2年12月15日2江障施第1320号）

#### イ 補助金額

交付対象	令和3年度	令和2年度
社会福祉協議会事業費助成事業	140,050,107円	133,208,076円
管理運営事業及び施設運営事業	122,586,461円	116,402,555円
応急小口福祉資金貸付事業	1,596,261円	1,303,699円

ホームヘルプサービス事業	3,696,432円	3,797,030円
福祉機器リサイクル事業	160,025円	308,226円
法人後見等事業	7,000,972円	6,716,502円
地域福祉コーディネーター事業	5,009,956円	4,680,064円
ボランティアセンター運営費助成事業	35,753,641円	47,266,307円
ボランティア活動推進事業	35,753,641円	47,266,307円
江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業	6,410,550円	1,405,000円
新型コロナ感染症包括支援事業	6,410,550円	1,405,000円
合 計	182,214,298円	181,879,383円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

### (3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和3年度における資金収支決算は、次のとおりである。

#### ア 地域福祉推進事業

	令和3年度	令和2年度
収 入 (1)	500,884,322円	498,551,527円
支 出 (2)	498,640,429円	495,123,269円
前期末支払資金残高(3)	38,154,399円	34,726,141円
収支差額(1)-(2)+(3)	40,398,292円	38,154,399円

※歳末たすけあい運動事業は地域福祉推進事業に含む。

#### イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和3年度	令和2年度
収 入 (1)	3,534,085円	3,324,252円
支 出 (2)	2,344,761円	3,013,699円
前期末支払資金残高(3)	33,069,941円	32,759,388円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,259,265円	33,069,941円

#### ウ 障害者福祉センター事業

	令和3年度	令和2年度
収 入 (1)	414,102,193円	383,775,708円
支 出 (2)	414,144,796円	383,876,515円

前期末支払資金残高(3)	1,078,337円	1,179,144円
収支差額(1)-(2)+(3)	1,035,734円	1,078,337円

#### (4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 6 豊洲パークマネジメントJV

### (1) 団体の概要

豊洲パークマネジメントJVは、(以下「JV」という。)は、物林株式会社を代表企業とした4社で構成された団体である。豊洲ふ頭内公園等を管理しており、自主事業として豊洲ぐるり公園内のバーベキューエリアやパークレストランの運営をしている。

### (2) 区との関係

区は、JVを指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 監査対象施設

- ① 豊洲公園
- ② 豊洲ぐるり公園
- ③ 豊洲六丁目第二公園
- ④ 豊洲六丁目公園
- ⑤ 豊洲五丁目スロープ

(以上5施設を総称して「豊洲ふ頭内公園等」という。)

#### イ 指定期間

平成31年4月1日から令和11年3月31日まで

#### ウ 指定管理料

施設内訳	令和3年度	令和2年度
豊洲ふ頭内公園等	187,750,500円	187,750,500円

#### エ 指定管理業務

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第25条及び江東区水上バスステーション条例(平成25年3月江東区条例第22号)第17条に掲げる業務

- ① 公園の維持管理業務
- ② 個別施設の管理及び運営
- ③ 収益施設等の整備、管理及び運営
- ④ 豊洲ふ頭内公園等の行為許可の代行及び占用許可の受付
- ⑤ 豊洲ふ頭内公園等の使用に係る利用料金の設定及び徴収
- ⑥ その他提案事業

## (3) 監査対象施設に係る財政状況

豊洲ふ頭内公園等は、指定管理料のほか、個別施設の利用料金収入等により運営されている。令和3年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入(1)	245,743,025円	
指定管理料	187,750,500円	
施設の利用料金収入	52,409,209円	
行為の許可に係る利用料金収入	5,583,316円	
支出(2)	242,166,892円	
人件費	38,904,000円	
事業費	4,526,633円	
維持管理費	151,550,264円	
光熱水費	7,372,732円	
広告宣伝費	2,618,370円	
印刷費	798,801円	
被服費	116,575円	
リース費	228,000円	
通信費	4,095,227円	
燃料費	0円	
消耗品費	1,266,531円	
備品費	564,000円	
減価償却費	38,594円	
保険料（非課税）	1,248,420円	
一般管理費	10,128,896円	
その他（借入金利息）	399,671円	
消費税	18,310,178円	
収支差額 (1)-(2)	3,576,133円	

## (4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われ

ており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

## 7 センターサイクル亀戸共同事業体

### (1) 団体の概要

センターサイクル亀戸共同事業体（以下「事業体」という。）は、代表団体を公益財団法人自転車駐車場整備センターとし、サイカパーキング株式会社と2社で構成された共同事業体である。

なお、本指定管理業務では、亀戸駅東口自転車駐車場の老朽化に伴う改築工事を含んでいる。

### (2) 区との関係

区は、事業体を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

#### ア 監査対象施設

- ① 亀戸駅北口第一自転車駐車場
- ② 亀戸駅北口第二自転車駐車場
- ③ 亀戸駅北口第三自転車駐車場
- ④ 亀戸駅東口自転車駐車場
- ⑤ 亀戸駅東口第二自転車駐車場

#### イ 指定期間

平成28年4月1日から令和18年3月31日まで

#### ウ 指定管理料

指定管理料の支払いはないが、改築工事及び代替自転車駐車場の整備に要する費用のうち61,450千円を負担することとしている。負担金は10年間の等分割払いとしており、令和3年度は6,145,000円を支払った。

#### エ 指定管理業務

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第19条第2項に掲げる業務

- ① 駐車場を管理する業務
- ② 江東区立亀戸駅東口自転車駐車場改築工事
- ③ 改築工事に必要な代替地3事業
  - i 改築工事に伴う代替自転車駐車場の整備
  - ii 代替自転車駐車場を管理する業務
  - iii 代替地業務実施地の原状回復

## (3) 監査対象施設に係る財政状況

亀戸駅北口第一自転車駐車場外4施設は、主に利用料収入により運営されている。令和3年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入(1)	65,528,256円	
定期利用	34,003,300円	
一時利用	31,510,000円	
その他	14,900円	
利息	56円	
支出(2)	43,070,578円	
管理人件費	24,026,917円	
水道光熱費（電気）	2,534,166円	
水道光熱費（水道）	70,356円	
銀行手数料	191,059円	
通信費	246,239円	
消耗品費	146,725円	
印刷費	1,295,697円	
ごみ処理券	51,300円	
修繕費	2,527,044円	
除草費	0円	
警備費	187,440円	
警備（電話サポート）	963,600円	
保守点検費	253,000円	
システム点検	1,654,620円	
消防設備	103,400円	
防犯カメラレンタル	680,400円	
その他	460,788円	
一般管理費	2,906,200円	
支払消費税	2,475,387円	
固定資産税	2,296,240円	
収支差額 (1)-(2)	22,457,678円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の方法及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められるが、指定期間が20年と長期にわたるため、指定管理者を適正に評価されたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和4年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年4月17日

江東区監査委員 松 土 英 男  
同 藏 田 朝 彦  
同 中 嶋 雅 樹  
同 白 岩 忠 夫

[別紙]

令和4年度 随時監査（工事）報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和4年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。

(1) 特別養護老人ホーム江東ホーム改修工事  
(2) 巽橋架替工事（その1）  
(3) 扇橋一丁目公園改修工事  
(4) 江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事

2 監査の対象部課

(1) 総務部営繕課  
(2) 土木部道路課、河川公園課  
(3) 教育委員会事務局学校施設課

3 監査の実施期日

令和5年1月26日

第2 監査の手続

監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、江東区長から通知があったので、通知内容を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

江東区監査委員 松 土 英 男  
同 藏 田 朝 彦  
同 中 嶋 雅 樹  
同 白 岩 忠 夫

記

1 令和4年度包括外部監査結果報告・措置概要別紙のとおり  
[別紙省略]

◎江東区監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和4年度第4回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年4月28日

江東区監査委員 松 土 英 男  
同 藏 田 朝 彦  
同 中 嶋 雅 樹  
同 白 岩 忠 夫

[別紙]

令和4年度第4回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和2、3及び4年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「備品管理事務」を重点監査項目とした。

2 監査の対象施設

- (1) 小学校(16校)  
八名川、数矢、東陽、扇橋、東川、豊洲、豊洲西、豊洲北、辰巳、浅間堅川、第一大島、第五大島、第二砂町、第四砂町、小名木川、南砂
- (2) 中学校(8校)  
深川第六、深川第八、辰巳、東陽、第二亀戸、第二大島、砂町、第四砂町
- (3) 幼稚園(5園)  
つばめ、辰巳、第三大島、東砂、みどり

3 監査の実施期日

令和5年1月12日から同年2月14日までのうち18日間

第2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務については、法令に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の契約の締結及び履行確認(検査)についても同様であった。ただし、施設の保全状況について一部の施設において不適切な状況が見られたほか、児童館・保育園において基本的な事務処理における不適正な事例が散見されたため、別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

上記の監査の結果において、財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていたが、一部の学校(園)において不適正な事例があったので、次のとおり意見を付す。

教育委員会事務局においては、引き続き学校(園)に対する研修の実施やきめ細かな事務執行の進捗状況管理等に取り組まれるとともに、組織体制の点検、内部統制体制の整備についても検討を進められたい。

1 備品の管理について

今年度は、備品管理事務を重点監査項目として監査を実施した。その結果多くの学校(園)において適正に管理されていることを確認したが、一部の学校(園)において、以下のような不適正な管理を行っている事例が見られた。

- (1) 備品台帳に登録された備品の取得日が、当該備品の納品後に行われた検査の完了日と齟齬があった。

- (2) 備品が登録されていない。
- (3) 備品の取得金額に設置費等付随費用を含んでいない。

備品管理の概要や備品登録等のマニュアルを纏めた物品名鑑等を活用しつつ、自己検査等の徹底を図られるとともに、適正に備品の管理を行われたい。

2 会計年度任用職員の勤怠管理について

会計年度任用職員の出勤簿、休暇・職免等処理簿において、以下のような不適正な管理が多数見られた。

- (1) 休暇・職免等処理簿が作成されていない。
- (2) 休暇、出張申請が、出勤簿に反映されていない。また、出勤簿に休暇表示があるが、休暇の届出がなされていない等、出勤簿と休暇・職免等処理簿に相違がある。
- (3) 休暇・職免等処理簿に申出年月日、年次有給休暇残日数や前年度からの繰越日数計算欄等の記入がなされていない。

- (4) 鉛筆書きやスタンプ印が使用されている。  
教育委員会事務局より、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則、江東区職員出勤記録及び出勤簿整理規程等に定められた勤怠管理について、周知を徹底する等、適正に勤怠管理が行われるよう図られたい。

3 現金出納簿の記帳漏れ等について

現金出納簿において、記帳漏れや記帳誤りの事例が複数見られた。

江東区会計事務規則第82条第4項において、資金前渡受者は、現金出納簿を備えて出納の都度整理しなければならない旨が定められている。定期的に通帳や領収書等証憑書類と現金出納簿を照合する等、適正に現金を管理されたい。

4 特別教室における安全管理について

図工室、家庭科室等の特別教室において保管されている刃物、工具類の総数が管理されていない事例が複数見られた。

授業等終了後に、児童、生徒より確実に返却されているか確認するため、あるべき数量のキャビネット等保管場所への表示や利用状況を記録するための台帳を作成する等、事故防止の観点から適正に管理されたい。